

北海道水産林務部森林環境局森林活用課環境整備グループ 交付金制度紹介



環境整備グループ
主査
進藤秀典さん

進藤 道の森林活用課でこの事業を担当しております、進藤と申します。本日はどうもありがとうございます。では、始めさせていただきます。

この「森林山村多面的機能発揮対策交付金」という制度は、平成25年度から林野庁が交付しています。背景には、昔は山村の山は、住宅の近くに広がっていて、薪や落ち葉を取るなど、地域の方々は山をずっと使って維持・管理してきましたが、昭和30年代の石油やガスなどの化石燃料や化学肥料の普及で、山と住民の方との関係が薄くなってきて山が荒れてきたという事です。住民・森林所有者・自伐林家の方が協力して里山の保全をおこなって、そして資源を利用して普及活動に対して支援をしていくという事が見受けられます。この事業でどんなことが出来るかと言いますと、例えば、荒れている里山の所有者のこんなことをしたいという気持ちを汲み取り、「地域環境保全タイプ」という名称で、里山林の景観を維持するような活動で、草を刈ったり、倒れた木を運び出すような活動に対して支援する。また、山にある資源を使う、例えば薪としてということを通じて、山村を活性化する支援として「森林資源利用タイプ」という形があります。また子供たちに自然を体験してもらう森林散策等のときのための「空間利用タイプ」という事で、森林環境教育を行うためのメニューが用意されております。具体的な支援の受け方は、まず活動組織を作り、組織に構成員を置き、森林所有者と協定を結び、森林でどのような活動をするか計画する、これらをまとめて北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会に申し込んでいただきます。活動組織は3名以上で構成します。ただし地域の

自治会の方やNPO法人は団体として単独で申請出来ます。所有者と協定を結ぶのは、活動が円滑に行われるようにするためです。交付金の対象となる森林は、基本的に活動する時点で森林経営計画または森林施業計画が策定されていない森林となっています。ただし空間利用タイプを実施する場合は、森林経営計画または森林施業計画が策定されている森林も対象です。森林施業計画が策定されている森林で、どうしても活動をしたい場合は、「空間利用タイプ」を行うと共に、同じ森林で「環境保全タイプ」や資源利用タイプを行うことで実施が可能になります。それらをまとめて活動区域が決まり、活動計画書を作って事業が行われます。「地域環境保全タイプ」であれば最大1ヘクタールあたり16万円の交付金が支給され、例えば森林の雑草木の刈り払いやそれを処分する、また落ち葉掻きや植栽などがあります。作業に必要な作業道の整備等も対象になります。さらに風倒木や枯損木の除去なども対象になります。

「資源利用タイプ」は、1ヘクタールあたり16万円の交付金です。「環境保全タイプ」と同じ様な森林の保全活動で雑草木の刈り払いなどができますが、例えば出した資源をバイオマスとして利用する、炭焼きの前木や、しいたけの原木にする、伝統的な工芸品の原料にするなど、今まで使われていなかった資源を利用していくことを、このタイプで行うことが出来ます。

最後に、「空間利用タイプ」は、1回あたり5万円、年に最大12回の交付金を受けることが出来ます。このタイプでは森林環境教育、森林レクリエーション、森林の多様性の調査、また、そのための安全講習や移動のバスの借上げ等も出来ます。これらを用いて、人を森林へ案内し、散策会や勉強会を行うようなときに、このタイプを利用することが出来ます。

その他に、これまで紹介してきた活動で必要な資機材、例えば刈り払い機やテントなどを購入する際には、額の2分の1を交付しています。これは、1団体あたり年間最大500万円まで支援を受けることが出来ます。また専門的な技術が必要な場合は、森林組合等に作業を委託することも、交付金の対象となります。また、市町村の指導を受けたいという場合は、市町村へ交付金を支給する仕組みになっています。

森林・山村多面的機能発揮対策のしくみ

○事業内容

森林・林業を支える山村地域では、過疎化等の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化し、森林の手入れが行われなくなったことで、竹の侵入等による里山林の荒廃が進行し、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。

森林・山村多面的機能発揮対策は、地域住民、森林所有者、NPO 法人、民間団体などが協力して作る活動組織が行う、地域環境保全（里山林保全活動／侵入竹除去、竹林整備）、森林資源利活用、森林空間利用の3つタイプの取組を支援します。活動組織は、対象とする森林の状況に応じて、これらのタイプ別メニューを組み合わせることもできます。

交付金の交付は、活動組織が対象とした森林が所在する都道府県に設置された地域協議会が担当するしくみになっており、1活動団体あたりの交付金は、森林所有者と協定を締結した森林のうち採択申請年度に活動する森林面積、面積あたり単価を乗じて算出します。また、活動に必要な資機材も、対象となる物品には条件がありますが、その購入費用の1／2は交付金を利用することができます。



○タイプ別メニュー

タイプ別メニューと面積あたりの交付金単価および支援の対象となる活動例を示すと下表のようになります。1団体あたりの交付金総額の上限は、資機材の購入費用も合わせて単年度で500万円となっています。

活動推進費は事業開始の初年度のみ認められます（平成25年度に申請済みの活動組織は対象外です）。

また、資機材・施設の整備は、地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプの活動に直接的に必要なものが対象となります。森林空間利用タイプのみの場合は、資機材・施設は対象外です（一部の消耗品は認められます）

[タイプ別メニュー]

メニュー	単価	対象となる活動（例）
①活動推進費 （事業開始の初年度のみ）	15 万円 （上限）	現地の林況調査、活動計画に基づく取組みに関する話し合い、研修等
②地域環境保全タイプ		
a. 里山林保全	16 万円/ha	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、機械の取扱講習、 以上の活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等
B. 進入竹除去、竹林整備	38 万円/ha	竹・雑草木の伐採・搬出・処理及び利用、 以上の活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等
③森林資源利用タイプ	16 万円/ha	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、 以上の活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等
④森林空間利用タイプ	5 万円／回・日 年 12 回まで	森林環境教育、森林レクリエーション、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、移動のためのバス借上、森林施業技術の向上に向けた技術指導活動、傷害保険等
⑤資機材・施設の整備	1/2 以内	上記②～③の取組みを行うにあたり必要な資機材の購入・設置 ※森林空間利用タイプは対象外

